

発行元：新島村農業委員会事務局（新島村産業観光課内） ☎ (5) 0284（直通）

# 令和4年度農業委員会だより12月号

## 「祖は島の最終防衛ライン」

農業推進員になったことで農地を見て回る機会があり、今まで気にせず素通りしていた農地を意識して見るようになった。

そして、昔、祖母の手伝いの際に何度も見えていた光景とは様変わりしている事に気がついた。およそ農地とは思えない「山」になっていた。人口も減っているが農業をやる人が減っている…と言うより、皆やる必要が無いのだ。

物もなく貧しかった頃の島にとって、農業は「生きる」ことだった。だからこそ島中とんでもない山の中まで農地が広がっている。それだけの規模が生きるために必要だったのだろう。



▲ナエバの夏野菜

インフラも充実し簡単に物が手に入り、以前より豊かになった現代において、労力と時間をかけて「生きるための」野菜を作る必要性低い。

今農業をする事は、多くの人にとって「趣味」なのだ。では島にはもう農業は必要無いのだろうか？

そんなことはない。

南海トラフ地震が起きて津波で港が破壊されれば船は付けなくなる。物資の輸送は極めて困難になる。そうすると長期間に渡り、人、物の輸送が出来なくなる。島以外も大混乱になり物資がすぐに届かないかもしれない。

そんな大規模災害はいつ起こるかわからないのだ。

そんな時に畑に作物があれば、芋を貯蔵していればきつと役に立つだろう。

農業をしていけば「生きる」と共に繋がる最終防衛ラインになるのだ。

これを読んで大袈裟だなど思うかもしれないが、もしもの時の保険だと思って、畑をやってみてはいかがだろうか？

作物をつくる楽しみに、意外とはまるかもしれない。

農地利用推進委員 百井隼太

## 椿の実の買取事業について

先日、新島村農協において令和4年度の椿の実の買取り事業が行われました。椿の実の買取には、色々と手順があります。

まず、椿の実を拾う際に気を付けるのは、他人の敷地内の椿の実を採取してはならない、ということですが、官地（村有地）においては早い者勝ちですが、人の敷地の椿はその人のものです。

毎年少なからず「椿の実を盗まれてしまった」という話を聞きます。所有者の方でも自衛として、この椿は自生しているものではない、と分かりやすくする（例えば、目立つ色のリボンやテープを巻いておく等）ことも必要かもしれません。



▲農協に持ち込まれた椿の実

毎年、収穫されているツバキの実には島内に搾油施設がないため、主に大島の（株）椿と利島農協に納品されます。

今回は（株）椿にて加工された製品を紹介します。納品されたツバキの実は、原産地を記録して、その一部を「新島産 生の椿油」として新島限定として販売しています。

新島産のツバキだけを原料として圧力や熱を加えないというこだわりの精製法で造られています。

気になる方は各土産店、新島農協で手にとってみてください。

農業委員 植松由美子



# 「東京産」ブランド



## ▶新島産 あめりか芋

「東京」という名称は日本で一番有名です。地理的に小さく、ビジネス街や市街地が多い印象ではありますが、だからこそ、品質、鮮度等を追求した「東京産」の農産物は高価なブランドになり得えます。

新島村も東京都の一部のため、この仲間に入ります。

新島・式根島で育てた野菜や、それらを原料として加工した製品は東京産というブランドで売り出せます。

これはとても強みであると思います。

ここ数年、色々な事業者から、東京野菜であったり東京産の農作物で作った加工品を取り扱いたい、といった内容の問い合わせをたくさんいただいております。

東京都は農地だけでなく農家も少なく、東京産の農作物となると生産量が少ないので、珍しく注目度も高いのではないのでしょうか。

全国の自治体の特産品になりそうなものを競って探しています。

新島にはいくつもの珍しいものがありますが、あまり知られていないため、もっともっと広めていきたいところです。

### 農業委員 大沼剛



# 「農地を守る」法改正と取組み

既報ですが、本年3月、農業経営基盤強化促進法等の一部が改正されました。

これは農業者の減少の加速化が見込まれる中、

- ◆圃場分散の状況を解消
- ◆農地の集約化を進める
- ◆人の確保・育成を図る

ためのものです。

この法律改正では「地域計画の策定（人・農地プランの法定化）」が柱となっております。

村は農業者、農業委員会、農協等の関係機関と話し合いを実施した上で、令和5年4月から2年以内に、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定・公表することとされています。

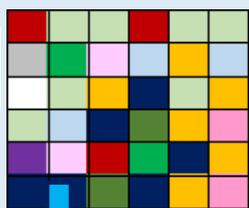
農業委員会といたしましては、村と協力し、地域計画の策定とその達成、そして農地バンクへの貸付等の促進に向け、農地の貸借について農地を所有者する皆様に積極的に申し入れを行う必要があると考えています。

今後、新島村に農地を所有する皆様に対し、おりに触れ

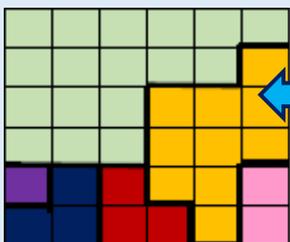
「新島村役場」「新島村農業委員会」「東京都農業会議（農地中間管理機構）」等から「農地の利用状況」と「農地利用（貸借）の意向」について、ご相談させていただく機会が増えることになると考えております。

このような地域計画の策定には、農地を所有する皆様のご理解とご協力が不可欠です。新島村の農地を守り、次世代に引き継ぐ為にも、皆様のご協力をお願い申し上げます。

### 農業委員長 石野正幸



現在の畑の状態  
(同じ耕作者の畑が分散)



◀目標 (同じ耕作者の畑が集まっている)

農地利用意向調査にご協力いただきました、ありがとうございます

10月に、不耕作と思われる農地について、その所有者の方へ今後の利用意向に関する調査を発送致しました。

この調査は、事前に行った農用地利用状況調査の結果に基づき、昨年度の調査結果と比較した上で、新たに発生した耕作されていない農地に対して行うものです。(1度過去に意向調査をした農地は含まれません。)

回答に「自ら耕作する」を選択された方は、6か月以内に耕作を開始する義務があります。こちらでも農地の確認を行いますので、お忘れなく耕作してくださいませようお願いします。

また、「農地中間管理事業」を選択された方には、農地の状態を再度確認し、農地中間管理機構から「地理的に農地の貸出が可能かどうか」の通知が届きます。実際に貸借契約を結ぶ際には、改めて交渉させていただきますので、通知へのご返答は必要ありません。ご安心ください。

今後とも農地の有効利用にご協力お願いいたします。

### 農業委員会事務局